2022年6月1日発行（毎月1日）通巻７０９号/昭和38年10月10日第3種郵便物認可「住民と自治」付録

おきなわ 自治の風

第66号
２０２２年6月
発行
おきなわ住民自治研究所
〒900-0022　那覇市樋川2-6-7
樋川第１ビル　305
TEL　098-855-2515
Fax 098-853-6545
Email okijitiken@gmail.com

「ユクサー（嘘つき）」とは、よこしま（邪）の転化した沖縄方言。於：平和の礎　（写真：長堂義秀さん）

「復帰50年―沖縄の課題と展望」を考える

2．沖縄戦と地方行政・住民

8.　新全体主義と平和・人権・地方自治の破壊②

18.　沖縄の歴史―「自治」を軸に考える
第21回　米軍のキャンプで

21.　「復帰50年」に寄せて―
・「かわいい女性の顔」　・・「復帰50年」によせて
・「沖縄復帰50年」に思うこと

復帰50年・戦後77年

沖縄戦と地方行政・住民

渡名喜　庸安（本研究所理事・琉球大学名誉教授）

はじめに

復帰五〇年を迎えた沖縄には、現在も在日米軍専用施設の約七〇％が集中し、近年では名護市辺野古で米軍新基地建設が強行されるとともに、与那国島に警備隊が、宮古島・石垣島には自衛隊のミサイル基地が強行配備されるなど南西諸島の軍事要塞化が進められている。この六月二三日に沖縄戦戦没者を悼み反戦を誓う「慰霊の日」を迎えようとしている折に、地元紙では米軍と自衛隊の国防計画（原案）の策定が報じられ、南西諸島で軍事衝突が起きた場合を想定した合同軍事演習も行われており、沖縄は今「沖縄戦の再来」が危惧される安全保障環境下にある。

沖縄戦とは、アジア太平洋戦争の最終盤に南西諸島、特に沖縄本島およびその周辺の島々で展開された日米両軍の最後の戦闘をいうが、日本国土内で戦われた唯一の地上戦であり、米軍の本土進攻を遅らせるために三か月も勝ち目のない凄惨な戦が展開され、その中で約五十万の一般住民が地上戦に巻き込まれ、軍人の死者をはるかに上回る約十五万人もの犠牲者が出たところに最大の特徴がある。

本稿は、復帰五〇年の節目に今年の「慰霊の日」を迎えるに当って、沖縄戦にいたる戦時体制づくりにおいて地方行政機関や警察・教育がどのような役割を果たしたのか、沖縄戦時体制下において沖縄の人々（以下「沖縄住民」）がどのように戦時・決戦体制に組み込まれ、地上戦場に駆り出されていったのか、主として法的・法制度的な観点から若干の検討を試みることにしたい。

一　沖縄戦の戦時体制づくり―日本軍が来るまでの段階

わが国は、一九三七年に日中戦争が始まると事実上全面的な戦時体制に突入することになり、兵士の増員だけでなく、総力戦遂行のための国民全体を巻き込んだ戦時体制づくりに邁進することになる。日清戦争後は軍隊がなかった沖縄でも銃後の戦時体制づくりが行政の手によって急速に進められた。

（一）地方行政機関

日本政府は、一九三七年八月の「国民精神総動員実施要領」の閣議決定を経て翌年四月に「国家総動員法」を公布し、それに基づき一九三九年七月には労働力確保のために「国民徴用令」（勅令）を発布し、さらに一九四三年六月には「学徒戦時動員体制確立要綱」を閣議決定するなど国民のココロ・モノ・カラダを動員するための法的基盤を整備しつつ、全ての国民が「挙国一致」「尽忠報国「堅忍持久」の精神をもって銃後生活を実践していく旨の国民精神総動員運動（精勤運動）を開始した。

国家総動員体制に組み込まれた沖縄では、県当局が率先して知事を長とする精勤運動沖縄県実行委員会を結成し、この運動の中で標準語励行運動、改姓改名運動、風俗改良運動を県是として掲げ、国家非常時を好機とみなし、琉球処分以来課題としながら果たせなかった沖縄住民の日本人化＝皇民化をこの精勤運動によって急速に展開していくことになる。

その一翼を担ったのが大政翼賛会である。一九四〇年の同会発足を受けて、体制翼賛会沖縄県支部が同年一二月に結成され、県知事が支部長を兼ねたが、一九四二年六月の大政翼賛会の全面改組を経て、国民運動の全てが翼賛会傘下に統合され、沖縄でも住民統制の中核機関となった。

他方において、内務省が一九四〇年九月に「部落会、町内会等整備要領」を発令し、戦時体制を支える行政の末端組織として部落会・町内会を整備する方針を打ち出すと、沖縄県でも直ちにその整備に着手し、四

三年四月時点で県下の二市五五町村に八一〇の部落会・町内会が組織され、さらにその実行組織として一万一一八三の隣保班（隣組）が組織（五〇～六〇人の住民が一つの隣保班に組織）されるに至った。

戦局が悪化する中で、政府は四三年三月に「戦時行政特例法」を公布し、軍需物資の増産・確保を図るための内務大臣・道府県知事・市町村長の権限を強化し、地方制度史上はじめて町内会・部落会を法制化し、それに対する市町村長の監督権を規定した。こうして町内会・部落会は、政府―都道府県知事―市区町村長―町内会・部落会という形で「国家の政策を迅速的確に浸透させるため」の官治的集権体制の中に公式に組み込まれ、配給、供出、貯蓄・公債消化、軍人援護、防空演習、勤労奉仕、金属回収等々の戦時行政を末端で担う上意下達の行政組織として再編されることになり、純然たる地方自治体であった市町村の自治は大きく脅かされるに至った。

コメなど生活必需品の配給物資がすべて隣組を通して行われていたため、戦時行政の徹底は行政を通した住民の組織化をもたらすとともに、他方で住民を相互に監視させ、疑わしい者を警察に密告させるのもこの隣組の役割とされていたため、住民相互を監視牽制させながら動員していく体制が作られていった。

（二）警察・教育行政の果たした役割

地方行政のうち警察は国民の思想統制の面で大きな役割を果たした。わが国ではすでに、一九二五年の「治安維持法」が制定され、「国体ヲ変革シ、マタハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的」とする結社の組織、それへの加入等の行動だけでなく思想そのものが刑罰の対象とされ、一九四三年には「改正戦時刑事特別法」が施行され、政府の基本政策に対する疑問や批判なども処罰の対象となった。沖縄県でも、特に特別高等警察（特高）が、これらの法律を根拠に「国体」の名で天皇制を擁護し、反体制運動全般を取締り、言論、思想の自由を抑圧していった。労働運動・農民運動が必ずしも盛んでなかった本県では特高の取締りは特に教員層に向けられたと言われる。なお、沖縄県では一九四一年五月三一日から防諜強調運動週間が始まったが、それに先立ち沖縄県警察特高課長は、県民各自が「防諜戦士」になること、挙県的なスパイ防止の必要性を力説した。住民相互を監視させ不審者を警察に報告（密告）させるのが隣組の役割であった（前述）。

警察と並んで教育も戦時体制下の沖縄住民の思想統制に大きな役割を果たした。わが国の明治期の教育制度は、一八七二年の学制により初等教育を義務制とし、忠良な「臣民」を養成することを目指したものであり、徴兵制と並んで国民皆学制が強行されてきた。一八九〇年に出された教育勅語はこのような教育理念の集大成で、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」、すなわち天皇のための戦士たることを求めたのであった。皇室崇拝の精神の乏しい沖縄県では全国に先駆けて「御真影」が配布され、各学校に配布された教育勅語の写しとともに天皇に対する礼拝が要求（強制）されてきたところである。太平洋戦争に突入すると、明治から七〇年続いてきた小学校が廃止され、「皇国の道に則り、国民の基礎的錬成を成す」ことを目的として国民学校が始まった。国民学校では、神である天皇をいただく日本は神の国であり、「お国ための」教育が行われた。

二　沖縄戦の戦時体制―日本軍が配備されてからの段階

地方行政機関・警察・教育による銃後の戦時体制づくりが進められるなか、一九四四年三月二二日、これまで軍隊のなかった沖縄に、南西諸島防衛の名目で大本営直轄の「沖縄守備軍第三二軍」（「第三二軍」）が創設された。この新たな段階で地方行政機関の果たした役割を検討する前に、沖縄戦についての第三二軍（大本営）の基本方針を確認しておこう。

（一）第三二軍の沖縄戦方針

第三二軍の主任務は当初、沖縄での航空基地・補給基地の設営・整備におかれていた。そのため、第三二軍は、牛島満司令官着任時（八月八日）の訓示において示された「現地

自活に徹すべし」「一木一草に至るまで戦力化すべし」という基本方針に基づき、沖縄戦において沖縄住民やその所有物・生産物を最大限に活用する方針をとった。一般住民までもが根こそぎ動員（後述）された要因はこの基本方針に求められる。

那覇大空襲（一〇月一〇日）を経て、米軍による沖縄攻略が明らかになると、第三二軍に三個師団が配備されるなど沖縄は一転して本土防衛の第一戦場と位置づけられることになる。そして、沖縄戦における県民指導の基本方針として、一一月一八日の「報道宣伝防諜等ニ関スル県民指導要綱」において「軍官民共生共死ノ一体化ヲ具現シ如何ナル難局ニ遭遇スルモ毅然トシテ必勝道ニ邁進スルニ至ラシムル」こと、すなわち米軍との地上戦を間近に控え、住民に「皇土保持に挺身すること」を求めつつ、「軍官民共生共死」「防諜違反者の取締り」を実施していくことが打ち出された。ここで留意すべきは、大本営が米軍の沖縄侵攻を想定して決定した「帝国陸海軍作戦計画大綱」（一九四五年一月二〇日）によれば、沖縄は「皇土」すなわち帝国本土（日本固有の領土）とは見なされず、米軍に出血を強要する持久作戦を展開し、本土防衛決戦を図るために必要な時間を作りだす地上戦場と位置づけられたことである。

なお、日本政府は、一九四三年の秋頃まで島嶼戦を想定した住民の疎開や動員に関する政策体系を整備してこなかったが、本土決戦を予期して一九四四年三月に「一般疎開促進要綱」を、六月に「学童疎開促進要綱」を閣議決定し、「老幼婦女子」とりわけ国民学校児童の集団疎開政策を本格化させることになる。ただし、こうした疎開政策は「国防上ノ足手纏トナル老幼婦女子」を疎開させるという基本的な考え方に依るものであった（後述）。

（二）第三二軍の沖縄戦方針に対する地方行政機関の対応

第三二軍の創設後、沖縄では上記基本方針の下に「軍官民一体の戦時体制」がつくられ、一方では労働力としての徴用、老幼婦女子の疎開・避難、兵力補充のための住民の動員・戦闘員化、他方では住民のスパイ視・取締りが行われることになる。

この点に関し、沖縄戦に際して、第三二軍は戒厳令の宣告はせず、戦場地域における行政責任は県知事に委ねられる形になっていたが、一九四四年四月一日に第三二軍が統帥発動を行うことにより、沖縄県や市町村は事実上軍政下に置かれることになった。一九四四年八月一五日に閣議決定された「総動員警備要領」は、「非常事態」に備えて特に内務省管轄下の地方行政機関と警察の役割について定めているが、これにより、軍から行政機関・住民への事実上の指示が可能となり、「緊急ノ必要アル場合」は現地司令官からの要請のみで地方長官（知事）に対応が義務付けられることになった。こうして地方行政機関や地方自治体は、法的根拠を欠きながらも軍との協力関係が求められ、あるいは事実上「軍命」に絶対服従を余儀なくされ、また県民全体を指揮・統率することになった。地方行政機関の果たした役割について、軍との関係・法的根拠の有無にも留意し、以下見ていきたい。

①労働力としての徴用

第三二軍の配置後、直ちに読谷・嘉手納など飛行場建設のための労務徴用が始まり、この労働力としての徴用は飛行場建設のほか陣地構築・壕掘り・物資運搬などの作業にも拡大し、沖縄住民が老若男女の別なく小学生にいたるまで動員された。学校・公民館が日本軍の兵舎として徴発され、民家の大きい家も将校宿舎・将校倶楽部（実は慰安所）として接収されたほか、食糧や物資も住民に供出させた。

こうした労働力としての徴用、学校や家屋の接収、食料・物資の供出等は、当初は国家総動員法に基づいて定められた「国民徴用令」（勅令）を根拠に、そして四五年三月以降は「国民勤労動員令」（勅令）を根拠に行われ、満一五歳から四五歳までの男女が動員された。

戦時下の沖縄にあっても一般の行政がなお機能していることもあり、軍が直接、住民に命令するのではなく、軍―県の機関（県庁、県の地方事務所など）―市町村―字（区）という行政機関を通して実施される仕組みになっていた。しかし、これらの要求に地方行政機関が応えられなくなると、軍命として供出が強要された。例えば、食料などの供出は役

場を通じて各字の区長に割り当てられたが、軍の要求通りの供出ができなかった場合、暴力的な対応をされた。

②県外疎開・北部疎開

日本政府は、上記の疎開に関する基本方針に基づき、七月七日の緊急閣議で南西諸島の民間人の当該疎開方針を決定し、直ちに沖縄県知事らに伝達（指令）した。これを受けて沖縄県は、第三二軍と協議のうえ、沖縄県警察部に疎開関連業務を担当する特別援護室を設置するとともに、七月二六日に「県外転出実施要綱」を決定し、「国防上ノ足手纏トナル老幼婦女子約十万人」を「勧奨」という形式で県外（九州・台湾に計十万人）に疎開させる方針を打ち出した。一般疎開計画と並行して学童疎開計画も進められ、沖縄県内政部長から県内の各学校長に「学童集団疎開要綱」に基づいて指示を出し、国民学校初等科三年次から六年次までの男子について集団疎開が推進された。ただし、こうした県外疎開は、食糧の現地自活を維持するために「国防上ノ足手纏トナル老幼婦女子」を疎開させて人口減を図ることに主眼があり、学童疎開についてはさらに「将来の戦力温存」のために行うというものであった（八月には対馬丸沈没事件が起こり、学童八百人を含め千五百人が死亡）。

戦局悪化により県外疎開が困難になると、第三二軍は「南西諸島警備要領」を新たに策定し住民を本島北部に避難させる方針に転じ、これを受けて沖縄県は「北部避難計画」（十万人）を作成した。しかし、この計画でも「凡そ戦闘能力並びに作業力ある者は挙げて戦闘準備及び戦闘に参加する」こととされていた。秦郁彦によれば、「南西諸島警備要領」は「足手まといの住民」を戦場から遠い地点へ疎開させ「運命は彼ら自身の選択に任せる方針にしたもの」という理不尽なものであった。

③防衛召集と学徒隊員の徴集

第三二軍は、地上兵力の不足を補うために九月末から一一月初旬にかけて「兵役法」に基づく防衛召集を行った。一二月末の第三二軍最強の第九師団の台湾転出を受けて現地第二次防衛召集が行われ、満一七歳から四五歳までの健全な県民男子のほとんどを召集した。県民の防衛召集者（二万二千余）は、沖縄本島守備陸軍兵力の四分の一を占めた。

軍人としての防衛召集は、国の機関である沖縄連隊司令部（徴兵業務を所管）から直接市町村に持ち込まれ（機関委任）、召集令状は軍から警察署と市町村役場の兵事主任を通して本人に伝達された。激しい地上戦が展開される四五年四月以降になると、沖縄本島南部での防衛召集は、軍が村長に調査して名簿を作成するよう「要請」、村長はこの「要請」を受け、区長に指示して名簿を作成、この名簿に基づき連隊の曹長が町村の兵事主任の案内により各壕を訪れ防衛召集を行う例が常態化した。

沖縄戦では軍人としての防衛召集のほか、県下の学徒動員が強化され、四五年二月になると県下中学校単位の防衛隊組織が始まるとともに、全県下に市町村単位の国土防衛義勇隊の編成が始まり、県内に残った兵役義務者以外の住民に対しても「根こそぎ動員」が行われた。戦場では、鉄血勤皇隊、護郷隊、義勇隊、特志看護隊班などと様々な名称で呼ばれている。その法的根拠や役割について、防衛庁戦史『沖縄方面陸軍作戦』でも「防衛隊は法令的には根拠がなく、いわゆる義勇隊であって、特設警備中隊のような兵役法による防衛召集とは性質を異にするものである。しかし、軍は実質的には戦闘、警戒、陣地構築、後方勤務などの任務に当たら」せたと記されている。

学徒隊の編成・徴集に関する地方行政機関の関わりについては、一九四五年三月三日に第三二軍司令官・沖縄県知事・沖縄連隊区司令官の三者間で「鉄血勤皇隊の編成ならびに活用に関する覚書」が取り交わされ、この中で「中学校ならびにそれ以上の学校の学徒を各学校ごとに鉄血勤皇隊に編成し、軍との緊密な連携の下に軍事訓練を実施し、而して非常事態が生じた際には、それらを直接軍組織に編入し戦闘に参加させるものとす」と基本方針が謳われ、徴集手続について「鉄血勤皇隊の編成は沖縄県知事が沖縄連隊区司令官の援助を受けて行うものとす」る、「沖縄県知事が鉄血勤皇隊を編成した際、知事は（中略）作成した隊の編成表ならびに人員名簿の写しを直ちに第三二軍司令官に提出するものとす」るされていた。このように学徒隊の

編成について沖縄県島田知事が深く関与していた。学校長としては、軍命に絶対承服を余儀なくされ、学徒らの入隊は本人の意思に関わりなく否応なしに決められた。

なお、わが国の法令上は、国民義勇戦闘隊について「義勇兵役法」が六月二二日（沖縄戦の組織的抵抗が終了した前日）に、沖縄戦の実験の上に制定・公布されている（未実施）。

④住民不信とスパイ取締り

内務省は四四年一〇月四日に「総動員警備要項」に基づく「内務省総動員計画」を策定し、その中で「流言蜚語の取締に付ては流言蜚語発生の素因に対する内偵警戒を厳にし流言蜚語の原因となる虞ある電話、書信――――を防止すべし」「反戦、反軍其の他不穏策動を為す虞ある者の発見に努め必要に応じ予防検束」を行うなど国民の反戦反軍的な言動の取締り強化に乗り出した。こうした内務省の方針を受けて、沖縄でも四五年二月に県警察部長を隊長とする県警察警備隊を編成、この警察警備隊のなかに特別行動隊を設置し、内密に行動し、民間人の行動を警戒、情報収集を図る任務が与えられていた。

こうした内務省のラインとは別に、日本軍にあっては、軍事機密を知る住民が米軍の保護下に入ることは絶対に認められないことであって、米軍上陸後は「軍官民共生共死の一体化」の方針のもと「爾今軍人軍属ヲ問ハズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ、沖縄語ヲ以テ談話シタル者ハ間諜トミナシ処分ス」という沖縄住民を総スパイ視する命令（四五年四月九日付第三二軍広報誌「旧軍会報」）を発し、「スパイと」という名の下で日本軍の直接の手により「食料強奪」「壕追い出し」「住民虐殺」が行われ。八重山諸島、とりわけ波照間島の住民に対して第三二軍が西表島のマラリア有病地域への強制疎開（移住）命令を発したのも、島民全員をスパイ視したことに依るものであった。島田知事自身が離島残置諜者による諜報活動へも協力するなど戦争遂行の一端を主体的に担ったことが指摘されている。

なお、戦時体制下の教育について一言触れたい。一九四四年になると、教育指針として沖縄県から「決戦教育の運営」という指導要領が出された。これによれば、決戦教育の運営目標に、皇国必勝の思想の確立、銃後の運動の強化などが掲げられ、戦時下の学校行事・目標として、思想態勢を確立し戦意を高揚す、戦闘要員の増強を図る、銃後の活動を強化し玉砕精神に徹せしむが挙げられ、教員たちはこの「決戦教育の運営」指導要領の下で生徒たちを教育実践することが強いられていたのである。

終わりに

沖縄戦の「決戦体制」への移行により、地方行政機関の戦時行政の代行化傾向が顕著となり、四五年二月からは沖縄県庁や警察組織も特別な戦時体制となり、地方行政機関の仕事はほとんどが軍関係といった状況下におかれ、地方制度は軍事的中央集権下に組み込まれることになった。最後にその制度的要因について触れることにしたい。

第三二軍が沖縄に配置される以前は、明治憲法下の地方制度にあって内務省直轄下の沖縄県や県下市町村が戦時体制づくりに深く関わった。もとより県知事は、国の行政区画としての府県を管轄する「国の官吏」として「内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ各省ノ主務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理」（地方官官制「勅令」第五条）する普通地方官庁の立場（国の機関）にあった。一方、市町村は純然たる地方自治体としての性格をもち市町村長は「公吏」であったものの、「市（町村）行政ハ第一次ニ於テ府県知事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣之ヲ監督」（市制一一五条）するがごとき上意下達の包括的指揮監督権の下に置かれていた。地方行政のうち警察は国政事務として県（沖縄県警察部長がトップ）により行われ、教育行政も国政事務とされているものが、県においては国の機関として直接に、市町村では機関委任事務として集権的体制の下でこれが行われていた。戦時体制（づくり）に地方行政機関が組み込まれていったのは、こうした官治的集権体制にその制度的要因を求めることができる。

沖縄戦で地方行政機関が事実上の軍政下の下に組み込まれ、沖縄住民が大きな犠牲を被った要因としては、

明治憲法の憲法構造そのものにも遠因がある。大日本帝国憲法、いわゆる明治憲法の下で、国民は絶対的な主権者である「天皇の臣民」（天皇の赤子）とされ、国民の自由や人権は、天皇によって与えられた「臣民の権利」でしかなく、国家権力によって自由に制限されるものであった。その国家権力（行政権）自体が憲法の枠外に置かれ、天皇に多くの大権事項や独立命令・緊急命令（勅令）の発出権が認められ、それに加えて統帥権独立の保障により、軍隊への指揮命令権については（一般行政権の場合と異なり）軍部の独立した権限行使が保障されていたのである。沖縄戦において沖縄住民の生命・身体・財産など多くの自由や人権が、法的根拠に依らずに、勅令（統治権者である天皇の制定する命令）により規制され侵害されたのは、こうした明治憲法の基本構造にも支えられていたといえよう。

アジア太平洋戦争の反省から、国民主権、国民の基本的人権の保障、平和主義、地方自治の保障（都道府県の完全自治体化、警察・教育行政の地方分権化）を基本原理とする日本国憲法が制定され、沖縄県にも五〇年前の復帰によりこれが適用されるようになった。沖縄戦から得られる教訓の一つに地域の戦争体制を作るのは軍隊といよりは警察を含めた行政機関であったことが指摘されたが、南西諸島の要塞化が進められ、全国的に憲法改正論議が加速化している今日、日本国憲法、その下での地方自治保障の意義を改めて確認することが重要である。今日、有事法制はどのような段階まで来ているのか、その中で地方自治体はどのような役割を期待されているのか、特に沖縄で顕著な警察による様々な規制活動はどのような文脈の下で行われているのか、住民の自由や生命・身体・財産はどのように位置づけられているのか。これらの諸点について検証を試みようとするとき、沖縄戦から学ぶべきことは少なくないように思われる。

第64回 自治体学校 in 松本

キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館）
松本市勤労者福祉センター／あがたの森文化会館

2022年7月23日(土)～25日(月) 終了後、7月30日(土)～8月7日(日)の間、オンラインで分科会・講座を開講します。

1日目 全体会 7月23日(土) 12:30～17:30 キッセイ文化ホール 中ホール

記念講演①
「参院選の結果とこれからの課題」
中山 徹（奈良女子大学教授）

記念講演②
「大規模災害に備える自治体の課題」
室崎益輝（神戸大学名誉教授）

3日目 全体会 7月25日(月) 9:15～11:40 キッセイ文化ホール 中ホール

特別講演
「地球環境の危機と地方自治」
宮本憲一（大阪市立大学名誉教授）

特別報告
「社会教育から住民自治へ
―松本市のとりくみ」
田開寛太郎（松本大学専任講師）

連載講座　憲法と地方自治　特別企画

新全体主義と平和・人権・地方自治

②　憲法の基本的原理を確認する

池上洋通（いけがみ ひろみち）
（おきなわ住民自治研究所理事）

▲ウクライナと国境を接するモルドバのパランカで列をなすウクライナ難民。
（2022年3月24日撮影、ユネスコ提供）

はじめに―ウクライナ侵攻と声高な「改憲議論」の叫び

これを執筆し始めた四月二九日、ロシアのウクライナ侵攻はすでに二カ月を過ぎています。しかし戦闘状態は止まず、死傷者数や環境破壊の報道も深刻さを増しています。

これに対して、世界中から声が上がっており、その大半が戦争に反対し、一刻も早い平和の実現を求めています。もちろん、日本国民も政府も、その点では一致しています。

ところがその一方で、日本政府と与党関係者の動きとして「防衛体制の強化―防衛費の二倍化」「核兵器保有」「憲法九条改正」等の叫びが、一気に広がり強まる事態が作り出されています。（注1）

❖ すでに「軍事大国」の日本

しかし、これらの議論がいかに暴走的であるか、世界的な軍事費の現実で見るとよくわかります。

資料1は、国際的に共有されている世界銀行［WB］の資料による、二〇二〇年（年度）の各国軍事費［上位一〇カ国］についての資料です。

これによると、世界の総計は一兆九二八八億ドル（日本円で約二一二兆円余）であり、そのうち米・中を合わせると五三・四％になります。そして、もし日本の軍事費を二倍化すると、九八二億ドルを超えて、米・中に次ぐ世界第三位になるのです。

そもそも現在の「世界第九位」という日本の軍事的位置を世界的に見るなら、明らかに「軍事大国の一つ」なのであり、憲法の平和原則への明白

資料1　各国の軍事費［上位10カ国］＜2020＞

国別		軍事費	対世界計
		百万米ドル	%
1	アメリカ	7782億32	40.3
2	中国	2523億04	13.1
	＜米・中小計＞	1兆0305億36	53.43
3	インド	728億87	3.78
4	ロシア	617億13	3.20
5	イギリス	592億38	3.07
6	サウジアラビア	575億19	2.98
7	ドイツ	527億65	2.74
8	フランス	527億47	2.73
9	日本	491億49	2.55
10	韓国	457億35	2.37
＜10カ国小計＞		1兆4822億89	76.8
世界計		1兆9288億52	100.0

出典：世界銀行・WB―157カ国の軍事費掲載
◆試算資料→本資料による試算
Ⓐ日本の軍事費の2倍化→982億98百万ドル
米・中に次ぐ世界第3位の額になる。
Ⓑ世界計の円換算［1ドル110円基準］
212兆1737億円

な違反です。違憲の政策によって世界有数の「軍事大国日本」が具体化されてきたのですが、その政策手法が「解釈改憲」でした。

❖解釈改憲の到達したレベルとは

それによって掲げられてきた「防衛政策の基本」は、「専守防衛」「軍事大国とならないこと」「非核三原則」「文民統制の確保」です（令和三年版『防衛白書』第Ⅱ部・第1章・第2節）。

例えば、このうち「軍事大国にならないこと」という『防衛白書』の部分には、次のように書かれています。

「軍事大国という概念の明確な定義はないが、わが国が他国に脅威を与えるような軍事大国とならないということは、わが国は自衛のための必要最小限を超えて、他国に脅威を与えるような強大な軍事力を保持しないということである。」

❖これでは全く不十分だ―そこで

この通りだとすると、現行の世界第九位の軍事費は、「他国に脅威を与えない軍事力を示すレベル」だということになります。

しかし、これでは全く足りない、という意見が公然と出されるようになった―それが「防衛費の二倍化」という政策路線です。「本格的な軍事大国となるための軍事費の実現」ということです。そして、当然のように、それとセットされているのが、「非核三原則の見直し―核兵器の所有・核兵器の製造・他国からの核兵器の持ち込みの実現」と、「専守防衛原則の見直し―自国の軍隊による他国への侵攻を認める」という提案です。

❖ゆがめられてきた「交戦権」や「戦力」の解釈

けれども「専守防衛」を掲げたこれまでの防衛政策においても、他国に対する軍事攻撃について「侵攻的」と言うべき路線を掲げてきました。

例えば、先に見た『防衛白書』は、憲法第九条二項の「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」とする「戦力の不保持、交戦権の否認」の原則を認めつつも次のように記しています。

「憲法第九条第二項では、「国の交戦権は、これを認めない。」と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである。

一方、自衛権の行使にあたっては、わが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することは当然のこととして認められており、例えば、わが国が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権の行使とは別の観念のものである。ただし、相手国の領土の占領などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられるので、認められない。」

日本の軍事力によって「相手国の兵力を殺傷・破壊しても、交戦権の行使ではない」「日本の軍事力行使は、自衛のためだから」というのです。

しかし、ここで明確にしなければならないのは、少なくとも二〇世紀以後に起きた戦争はいずれも、その当事国によって「防衛・自衛の目的」とされていました。太平洋戦争における「米・英に対する宣戦布告」の詔書でも「防衛のためやむなく」という正当化が行われていたのです。

そもそも現行の日本の軍隊を「自衛隊」と呼んで他国と区別していることになっていますが、どの国の軍隊も「国防軍」を名乗っているのであり、「侵略軍」などというものは存在しません。

❖改憲論の最大の目的は、「他国に脅威を与える軍事大国」の実現

このように、現行の防衛体制・軍事力はすでに「軍事大国的」ですが、その路線を本格化するために「改憲」が提案されているのです。

憲法による国家のあり方を決めるのは、私たち主権者です。この憲法講座も、それを基本意識として回を重ねてきました。そこで「改憲議論」に直面したいま、その原点を確認する作業を今回のテーマにしました。

憲法の「前文」を読んで その基本理念を確認する

はじめに―国民主権主義・人権尊重主義・平和主義

憲法がそれぞれの国における国家のあり方―主権・目的・体制などを決めている基本法典であることは説明するまでもありません。それを総括的に示したものが「前文」であり、多くの国の憲法で本文の前に記されています。（注1・2）

そこで今回、「前文」を読むことによって、日本国憲法が示している国家のあり方・理念を確認することにしたのですが、その方法は、資料2に示した「前文」を、その段落や文章ごとに読んでいくというものです。

日本国憲法の基本理念は、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義の三本の柱だとされていますが、それらがどのように展開されていくのかを正面から学び合っていくことにしましょう。

◎第1段落　主権・平和・人権

〈第1文〉民主主義と平和、国民主権

前文の書き出しは、主権者である日本国民の「国家の民主的確立」への決意から始まります。

① 選挙による国家体制の形成

それはまず、権利として国民に保

資料2　日本国憲法　前文

［第1段落］

＜第1文＞日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

＜第2文＞そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

＜第3文＞これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

［第2段落］

＜第1文＞日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

＜第2文＞われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。

＜第3文＞われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

［第3段落］

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

［第4段落］

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

注1　憲法原文には、「前文」［段落］＜第1文＞といった表示はなく、いずれも学習のための記号として付けたものである。

注2　文体は、すべて常用漢字、現代仮名づかいにしてある。

障された選挙権を「正当に行使して」代表者を選定し、それに基づいて形成される国会における代表者を通じて行動する、というのです。

ここでいう「正当な選挙」とは、国民各個人の主体的な意思による立候補者に対して、同じく国民各個人がその主体的自由意思において選定投票することです。（注3）

ここで前提となるのは、いうまでもなくすべての個人に対する平等権と自由権の保障です。それこそが「正当な選挙」の基本的条件だからです。

それともう一つ、いま問題視されていることに、小選挙区制度などに見られる「投票の不公平―選挙区格差、死に票問題…」があります。

② 法治国家の形成

ここでもう一つ、「国会における代表者を通じて行動し」という文言から見ておかなければならないのは、国会が立法機関であるということです。このことは、国民が法の基準に従う「法治主義」の原則に基づく国家の形成を目ざすということです。そして、ここにいう「立法と法治の基準」は、次の〈第2文〉において示されることになります。

③ 国家・社会への歴史的な認識

ここで「われらとわれらの子孫のために」という書き方に注目しておきます。国民各個人が幸福を追求することは（憲法第一三条で確認されるように）人権保障の基本です。

と同時に、「われらの子孫のために」という部分は、自分たちのあるべき目標と社会・国家のあり方を（子孫の幸福についても意識して）歴史的認識に照らして決めなければならない、と読むことができます。

そしてその体験は、「諸国民との協和による成果」と「全土にわたる自由の恵沢」を確保しなければならないことを教えており、だからこそ「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こらないようにすること」を決意するのです。

ここでいう「戦争の惨禍」が、先の戦争（より具体的な例でいうと、大日本帝国の侵略による昭和期のアジア・太平洋戦争）の結果として、国の内外に与えた深刻な被害の経験のことです。そしてそれは、「諸国民との協和」と「全土にわたる自由の実現」の理念をすべて放棄した結果起きたのだ、というのです。（注4）

④ 国民主権国家への転換

そしてそれらの経験の上に、平和国家の実現を決意し、そのために国民主権国家への転換を明記した「新憲法の制定」を宣言するのです。

〈第2文〉国民主権国家体制の本質

その国民主権国家の体制的本質や目的を示したものが〈第2文〉です。

① 国民主権原理の基本的な展開

「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」

ここに示す原則は、アメリカの第一六代大統領リンカーン演説のなかの言葉「人民の、人民による、人民のための政治」の言い換えです。

南北戦争最大の激戦地（南北双方の兵士約一六万人・死者四万五千人以上）ペンシルベニア州・ゲティスバーグで、戦闘から四か月後の一八六三年一一月に戦死者墓地の開所式典において、双方の死者を悼むものとして行った演説です。

リンカーンの演説は、短いものでしたが、「八七年前、われわれの父祖たちは、自由の精神にはぐくまれ、人はみな平等に創られているという信条にささげられた新しい国家を、この大陸に誕生させた。」で始まり、「人民の、人民による、人民のための政治を地上から決して絶滅させないために、われわれがここで固く決意することである。」で終わります。

まさに、国民の主体的な力によって新たな国家を誕生させ、国民主権の体制を確立し、断固として継続しようという強固な意志の表明です。

② 主権者国民が握る最高決定権

そして主権者国民に保障される最大のものが「最高決定権」です。

その直接的なものが「憲法改正についての国民投票」であり、間接的な

ものが「代表・公務員の選定・罷免権」です。（注5）

そこで改めて「国民の代表」について触れるなら、国民の直接選挙による国会議員に始まり、その議員たちから国会において選定される内閣総理大臣によって組織される行政機関・内閣、さらに内閣の指名によって選定される最高裁判所の長官などが含まれます。そのいずれも国民生活に責任を持ち、国民に奉仕することを任務とし、それによってはじめて国民主権の体制が実現するのです。

③ 国民の福利の享受

国民主権によって実現されるべき「国民のための政治」の成果が、各個人の生活と権利を保障する「国民の福利の享受―基本的人権の具体化」です。そのために「すべての公務員が奉仕者として力を合わせること」―それが、国民主権国家の目的です。

これまでの講座連載でも示してきましたが、今回、あらためて基本的人権の一覧表を掲げておくことにします。（資料3）

資料3　人権の性質的分類と日本国憲法※①　　各項目の数字は憲法の条数

平等権	11 人権の享有と不可侵 13 個人の尊重 14 法の下の平等 24 両性の本質的平等	**生存権**	前文・9 平和的生存権 13 生命の権利 25 健康権・文化権　環境権 社会福祉・社会保障・公衆衛生
自由権	**精神の自由** 13 自由 19 思想・良心の自由、内心の自由 20 信教の自由 21 集会・結社・表現の自由 23 学問の自由	**社会権**	26 教育基本権 生涯学習権、普通教育権 27 労働の権利 労働条件の基準 児童酷使の禁止 28 労働基本三権 組織権、交渉権、行動権
	身体の自由 18 奴隷的拘束禁止、苦役からの自由 31 罪刑法定主義 33 令状主義 34 抑留・拘禁の禁止 36 拷問・残虐な刑の禁止 37 被告人の権利保障 38 自白強制の禁止 39 遡及処罰・二重処罰の禁止	**受益権**	16 請願権 17 国家賠償請求権 32 裁判を受ける権利 40 刑事補償請求権
	経済活動の自由 22 職業選択の自由 29 財産権の不可侵・営業の自由	**参政権**	15・93 公務員の選定・罷免権 [選挙権・被選挙権・罷免権] 79 最高裁裁判官の国民審査 95 地方自治特別法の住民投票 96 憲法改正の国民投票
	その他の自由 13 幸福の追求（自己実現） 22 居住・移転 外国移住・国籍離脱 24 婚姻の自由	**新しい人権※②**	環境基本権[25] 情報権［21］・アクセス権[13] プライバシー権[13] 子どもの権利条約 障害者の権利条約 難民条約 ジェンダー平等…

※①「人権の性質的分類」については、憲法学においても議論がある。
この資料は、杉原泰雄『憲法読本・第4版』を参考に引用者［池上洋通］が作成した。
※②「新しい人権」は、憲法制定後に、国内法・国際法等で認知された人権をいう。

〈第3文〉国民主権以外の国家体制理念を否定する

そして〈第3文〉は、国民主権理念を「人類普遍の原理」とし、これ以外の憲法や天皇による指示（詔勅）などのすべてを排除するとします。

ここで「人類普遍の原理」を掲げるのは、日本国憲法が、国際的に見て「独断的な原理による国家を形成しない」ことの宣言です。（注6）

① 国家間の対等な関係の原理

「人類普遍の原理」を自国の国家体制の土台にすえることは、国家間の理解と協和的な関係を深める上で、基本的原理になることが明らかであり、この後に見る「国際平和主義」の具体化に大きな力になることも確認しておくことにします。

② 国民主権原理と憲法改正限界説

「国民主権原理への転換」につなげて、前文が「われらはこれに反する一切の憲法、法令、諸勅を排除する」としていることについて、「憲法改正限界説」との関係を説明しておきます。

憲法改正限界説とは、憲法改正には「限界」があって、改正を提案してはならない憲法原理や規定がある、という主張です。

これを前文の「国民主権原理」の部分にあてはめて言うと、「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」としていることに注目し、「一切の改正・変更を許さない」という意味も含むというのです。同じようなことが、人権や平和の規定についても主張されています。

こうした「憲法改正限界説」に対して、主権者である国民の「自由な改正提案の権利」を制限するものである、との反論があります。

◎第2段落 平和主義と平和的生存権

第2段落の三つの文書は、それぞれに独自的なテーマを含んでいますが、同時に一体的な性格を持つ内容になっており、いずれも対外的・国際的に「世界平和の実現」への自らの決意を表明する形式になっています。

〈第1文〉恒久平和主義

ここは「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する」という書き出しから始まっています。

恒久平和とは、日常的に（不断に）永続する平和のことですが、それこそが国民の願いだ、というのです。

その実現のために、平和を求める諸国民の「公正と信義」を信じて、自分たちの平和な暮らし（安全と生存）を保持（持続）しようと決意した、と記しています。

新憲法の審議が始まる直前の、大戦中に世界をおおった「強大な戦争体制」の展開（沖縄をはじめとする日本国内の現実）からするなら「何を言うか」と一笑に付されそうな表現です。だからこそ「固い決意」として表明したと見るべきでしょう。

〈第2文〉国際的協同による平和

次には、諸国・諸国民＝国際社会において平和を維持する努力が行われていることを確認し、その一員として「名誉ある地位を得よう」という決意の表明です。ここでいう平和には、「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から除去すること」が記されています。これを端的に表現するなら、植民地主義的支配に見られる民族的差別の一掃を意味します。日本とその国民自体も、「当然のように」推進してきた暴力的支配の一掃です

この文章を記すことができた背景に、国際連盟を発展させて、世界平和を目標に掲げた国際連合の結成（一九四五年）があったことも言わなければなりません。（注7）

〈第3文〉平和的生存権の確立

平和的生存権の確立とは、戦争や暴力行為を無くして、平和的に生きる環境を保障することを「基本的人権」として確立することです。（注8）

平和の裡に生きることを権利として理論化した人に、哲学者のカントがいます。一七九五年に刊行された「永遠平和のために」がそれです。

しかし、憲法規定とした例は、日本国憲法が初めてではないか、といわ

れてきました。

ここで注目しておきたいのは、日本国憲法・前文が、平和的生存権を「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」と規定しており、直接的な戦闘行為によるだけではない広がりを持つ権利概念として規定をしていることです。

また、国連が一九八一年に「国際障害者年」を開催したときの総会決議には、「障害を生み出す最大の原因は、戦争と暴力である。従って、障害者の権利の実現と世界平和の実現は、重なり合うものだ」という意味の文言が記されています。

◎第3段落　平和的国家の原則

現代の国際法における各国間の対等な関係の実現に欠かせない要件として、互いの「国家主権（領土・国家の構成者・国家体制の原則）」を認め合い、その独立性を確認し合うことがあります。

日本国憲法は、前文において、それに加えて、平和的な国際関係の実現年の今、のための国家的要件として、次の内容を提唱しました。

「いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。」

もちろん、自国・日本では率先してこの原則の具体化を進めなければなりません。

◎第4段落
理想達成への国際的な誓い

そしていよいよ「前文」最後の第4段落です。

これは、日本国家・国民が自らが引き起こした悲惨な戦争の経験を噛みしめ、「非戦の平和国家」として再出発するに当たって、前文に記した目標（平和・人権・国民主権による民主主義）のすべての実現を、人類社会に向けて固く誓約したものでした。

日本国憲法施行七五周年、沖縄復帰五〇周年の今年、主権者の決意としてかみしめるべき「誓いのことば」ではないでしょうか。

> 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

（この項続く）

※おわびとお願い

先月号の記事で校正ミスが何カ所かあり、ご指摘を受けました。

視力が不十分だったとはいえ、申し訳なく思っております。

今後の進行についてなど、ご意見をお待ちしております。

〈注解〉

注1「前文」に関する議論

憲法学では、「前文」の目的や法的な性格・役割について、部分的に意見の違いがあります。

❖一致していること

まず「前文」の目的については、「日本国憲法の持つ全体的な内容や性格を示す」と理解されており、この点はほぼ一致しています。また「前文」が憲法の構成部分であり、その改正は、本文の章や条文と同じく「第九章・改正」に定める第九六条の規定による、とする点も多くが一致しています。

❖意見が異なること

意見が異なる重要な例に、「前文が裁判規範の性格を持つか」という論点があります。

「裁判規範」とは、裁判所が各事件についての判決を下すときに法的根拠とする規範のことです。憲法本文の各条の規定は当然のこととして「裁判規範」とされますが、「前文」につ

いては意見が分かれているということです。ここで詳細な説明はしませんが、これまで軍事基地にまつわる裁判、教育制度の判決例などで、きびしい議論になってきたことを紹介しておきます。

注2　明治憲法と「前文」

一八八九・明治二二年に発布された大日本帝国憲法（明治憲法）には「前文」が付いていませんでした。ただし本文の前に、「上告」「憲法発布勅語」「上諭」という三文書が掲げられており、そのうちの「上諭」が「前文」に当たるものとされています。

それは、「天皇大権」の名で天皇主権を掲げ、天皇は「国民の権利と財産の安全を大切に保護すること」を明記して、いずれも憲法の定めに従って具体化するとしています。また「憲法改正」は、天皇の発議により議会が憲法規定により審議して決定し、それに対して天皇が「異論」を加えることはできない、としています。この趣旨に基づいて憲法本文は「第七章・補則」第七三条に「改正」について規定しました。現行憲法は、明治憲法の「改正憲法」ですが、この規定によって改正された形式をとっています。

注3　「正当な選挙」の現実

いま問題視されていることに、小選挙区制度などに見られる「投票の不公平―選挙区格差、死に票問題…」があります。これらを「国民主権国家の基本課題」としてとらえる観点がきわめて重要です。

注4　明治憲法下での国際的な平和活動への参加

明治憲法下の日本（大日本帝国）においても、国際的な平和活動に積極的に参加していた例があります。ここでは二つの例をあげておきます。

◎国際連盟への参加

第一次世界大戦後の一九二〇・大正九年に「世界平和の実現」を目的に結成された国際連盟に日本は積極的に参加し、常任理事国の一角を担い、事務局次長を送り出しました。

国際連盟には、最終的に六三ヵ国が参加しました。これは当時の独立国の大半です。日本は満州事変に対する「非難決議」をきっかけに一九三三・昭和八年に脱退しました。

国際連盟規約の「前文」

（仮名づかいなどを直した）

「締約国は、戦争をしないという義務を受諾し、各国間における公明正大な関係を規律し、各国政府間の行為を律する現実の基準として国際法の原則を確立し、組織ある人民の相互の交渉において正義を保持し、且つおごそかに一切の条約上の義務を尊重し、以って国際協力を促進し、且つ各国間の平和安寧を完成するために、ここに国際連盟規約を協定する。」

◎戦争放棄に関する条約への参加

日本は、一九二八・昭和三年にパリで締結された「戦争放棄に関する国際条約」（パリ不戦条約などとも呼ばれる）に積極的に参加しました。

この条約は、アメリカ、フランスの主導で準備され、日本を含む一五カ国の調印で制定されました。最終的には、ソ連を含む六三カ国が参加しています。

なお、この条約は、世界と日本で「現行条約」として生きています。

戦争放棄条約　第一条・第二条

（仮名づかいなどを直した）

「第一条　締約国は、国際紛争解決の為に戦争に訴得ることを非とし、かつその相互関係に於いて国家の政策手段としての戦争を放棄することを、各自の人民の名に於いて厳粛に宣言する。

第二条　締約国は相互間に起こることがある一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因の如何を問わず平和的手段に依るほかの処理又は解決を求めないことを約す」

◆「一五年戦争」期間の特殊性

これらの経過から、明治憲法のもとで、日本が世界的に厳しく非難される侵略的国家とされたのは、一九三一年の満州事変から一九四五年のアジア・太平洋戦争の終結までの一五年間であったことが分かります。

◆明治期の「植民地支配」の拡大

ただし、一八九五・明治二八年の日清戦争後の現地住民の抵抗に対する武力弾圧（台湾戦争）を経て「台湾併合・植民地化」を進めたこと、一九一〇・明治四三年の日韓併合条約によって朝鮮半島の植民地支配を実現したことについては、明確な点検と反省が求められています。

注5　国家公務員の罷免制度の欠落

憲法本文第一五条に「公務員を選定し、及び罷免をすることは、国民固有の権利である。」と規定されていますが、現行では国会議員、国務大臣、裁判官を含む国家公務員の罷免制度がありません。

注6　「万世一系の神の国」思想

ここで振り返らなければならないことに、明治憲法下の日本において「世界に例を見ない万世一系の天皇による国家」「天皇は神である」をうたい、国民の思想統制の基本としていた、ということがあります。

その典型例として「軍人勅諭」と「教育勅語」の書き出し部分を引用しておくことにします。

（現代語に直してある。）

◆軍人勅諭　明治一五・一八八二年

「わが国の軍隊は、いつの時代も天皇が統率なされたところにある。

むかし神武天皇みずから、大伴や物部の兵どもを率い、国内の従わない者どもを打ち平らげなさり、支配者の座につかせられてから、二千五百年を経た。……」

◆教育勅語　一八九〇・明治二三年

「私（天皇）が思うに　わが皇室の祖先が国を始めたのは遙かに昔であるが、それと共に深い内容を持つ道徳の原則を立てたのである。私の国民たちが、私への忠誠と親への孝行を尽くし、すべての者の心を一つにして、いずれの世においても美しく生きてきたのは、わが国家体制の精華であり、教育の根本的な原理は実にここにあるのだ。……」

歴史科学性から大きくかけはなれた、この「愛国心的統制」が、特攻隊や、「鉄血勤皇隊」などの無謀な作戦を生み出す原動力になったことは明らかです。「国家体制が人類普遍の原理に基づく」ことの意味には、きわめて深い体験的根拠があるのです。

注7　国連と植民地解放の実績

国連結成時の加盟国数は四五カ国でしたが、現在は一九三カ国です。この背景に植民地からの独立があります。ただし、世界的な貧富の差や民族差別の解決は未だ極めて深刻です。

沖縄の歴史―「自治」を軸に考える

第21回

米軍のキャンプで

来間泰男（沖縄国際大学名誉教授）

キャンプへの収容　沖縄戦の最中、人びとは戦禍を避けて逃げまどううちに、あるいは壕（ガマ）に避難していたのを引っ張り出されたりして、次々にアメリカ軍に捕えられ、収容されていった。本島北部の山中に疎開していた人びとは、アメリカ軍が戦闘終了を宣言した七月二日以降に収容が始まった。なお、方言のガマは、竈・釜・窯などのカマに通じる語である。

読谷村の場合。「四月一日。―米軍はついに上陸し壕内に蟠居していた「うずくまっていた」住民が、米軍の上陸を知ったのは、三日後のことである。住民はその頃 壕内で、おののき、おそれ、不安に怯えていた。…村民は例のように、壕から抜け出て、水汲みに、芋掘りに、部落に残した食糧を取りに、出かけた。そして、途中で、部落まであがってきた米戦車を認め、あっと声を呑み、驚愕した。村民は、慌てふためいて自分の壕に引き返した」（沖縄タイムス社編『鉄の暴風』一九五〇年）。

北谷村（まだ嘉手納地域を含む）の場合。「四月三日、朝、北谷村民は壕の外から叫ぶ、〈出て来い〉という、ききなれぬ米国兵の日本語をきいた。観念の臍を固め、疑心暗鬼のまま、誘い出されてみると、もう多数の村民が先頭に立つ米兵に引かれながら、ゾロゾロと歩いていた。兵隊「日本兵」は一人残らず退却し、海岸に出る小径「こみち」は捕虜となった住民の列で溢れていた。砂辺海岸には早くも、米軍の収容所が設けられた。四日までには千を越す村民が、この収容所に、収容されたのである」（同上書）。

その区域を収容所、収容地区又はキャンプという。収容はアメリカ軍の沖縄本島（読谷・北谷一帯）上陸と同時的に開始されたが、当初は特定された場所ではなく、適宜作られ、そして移転され、しだいに統合されていったのである。

なお、軍人は金武村の屋嘉捕虜収容所に集められた。これは「捕虜」であるが、一般住民の場合は「捕虜」とはいわない。また、一般住民を「難民」といい、キャンプを「難民収容所」としているものもあるが、「難民」とは、国家権力に追われ、また帰国することのできない人びとであり、これとも性格が異なる。

キャンプ　戦後の沖縄県民の生活は、この、アメリカ軍のキャンプで始まった。「キャンプ／CAMP」というのは、英和辞典によれば、「軍隊・登山隊・旅行者などの野営地のこと」で、「キャンプ場」の語は今も使われている。また、アメリカ軍の海兵隊（マリン）の基地の多くは、キャンプといわれている。沖縄での、キャンプ・シュワーヴ、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニーなどである。海兵隊は、本来、上陸作戦を担当する部隊であり、常駐する性質のものではなく、「キャンプ場」のように、一時的に設定されるものなのでキャンプというのである。戦後の始まりとなった沖縄のキャンプは、まさに一時的に設定されたものであった。「収容所」ともいうが、これは捕虜収容所との区別を意識させない表現なので、私はとらない。

また「カンパン」という語も使われた。これは「カンパウンド／COMPOUND」からきたもので、英和辞典には「1、（東洋で）囲いをした白人居留構内、白人屋敷（住宅・商館などがある）。2、囲いのある場所（収容所など）」とある。沖縄のキャンプの境界は、鉄条網や柵（さく）などで区切られた所もあるが、そうでない所もあった。しかし、そこから勝手に出て行くのは「越境」として犯罪とされ、銃殺されたり、重労働三〇日に処せられたりした。

体験談　仲宗根源和は『琉球から沖縄へ―米軍政混乱期の政治事件史―』（一九五五年）という戦後初期の記録を残している。時は四月二二日午後三時頃、舞台は北部の旧羽地村（のち名護市に合併）。「コガチ「古我知」山を下りた難民の長蛇の列は 羽地田圃（ターブックァ）の中をコガチ、ブリキナ「振慶名」を経て 田井等の四ツ辻まで導かれて停止した。停止中に 列の中から二十名ばかり 目ぼしいものが拾い出さ

れた。暗くなってから この一団を乗せたトラックは 北に向って走り出し、間もなく海岸に出た。…不安をささやきあっているうちに、車は左折して 田圃の中を 伊差川に出て 名護三高女〔第三高等女学校〕前の瓦ぶきの民家に着いた。…暗い庭に整列させて 背の高い白人の将校から おそろしく達者な日本語で一場の訓辞があった。〈諸君は少しも心配する必要はない。反抗さえしなければ、やたらに殺傷するような野蛮なことはしない。米国は文明国だから、その点よく理解して、皆のものに諸君からよく言いきかすようにしなさい。夜は危険だから 今夜はここに寝て 明日は田井等につれて行く。諸君はそこで暮すことになる〉／敵の命令だ、と私は心の中で叫んだ。私の自由は奪われたのだ。今は戦争中だ、敵軍の手に捕えられた身であって見れば、生かそうと殺そうと 敵の勝手次第である。だから 一応 彼の言うことを素直に受取るより仕方がない」。「翌日の午後、ふたたびトラックで田井等に帰えり、羽地大川に沿うて 鉄条網でかこわれたカンパンに収容された。こうして 私共は敵国アメリカの軍政の束縛下に生命を托することになった」。「宿舎の屋根は天幕〔テント〕張りで床は板敷、中央に一間幅の土間の通路。一棟二〇〇人位収容する宿舎が 鉄条網のかこいの中に十数棟ある。田井等の民家は 戦災を一つも受けていない婦人、子供、老人は 部落内に住んでいる。労務につける年齢層だけがカンパンに入れられている」。

キャンプの設定された地 今の沖縄県すべての地にキャンプが設定されたのではない。まず、上陸地点、読谷村・北谷村（後にその北半分が嘉手納村となる）に設定されたが、しだいに移転されたり、統合されたりして、沖縄本島の場合は十数カ所にまとめられた。南部には知念一つ、残りは中・北部である。本島周辺の離島、伊平屋島・伊江島・粟国島・渡嘉敷村の諸島・与那城村の諸属島・勝連村の諸属島などでも、期間は短い所が多いが、いったんはキャンプに集められた。ただし、宮古、八重山、久米島、南北大東島、瀬底島、屋我地島などでは、このような経過を踏んでいない。

以上は、沖縄市町村会編『地方自治七周年記念誌』（一九五五年）によって、私が読みとったものである。

身元調査と役職者の任命 アメリカ軍は、キャンプに収容された住民の身元調査を進めた。氏名、出生地、年齢、軍籍の有無、住所、職業、会社の名称、勤務の詳細、教育程度、外国に行ったことがあるか、いつどこに行って、いつ帰ったか、外国に親類がいるか、内地〔日本本土〕に行ったことがあるか、いつ行って、いつ帰ったか、何をしていたか、結婚しているか、子供は何人いるかなど、である。これはCIC調査といわれた（沖縄タイムス社編『沖縄の証言（激動の25年誌）』上、一九七一年）。

CIAはアメリカ中央情報局であるが、CICはアメリカ軍防諜部隊、つまりスパイ（その防止を含む）組織である。

そして、一定のまとまりごとに「班長」を任命し、また「シーピー（CP＝Civilian Police）」と呼ばれた一種の警察官も任命した。一つのキャンプ（キャンプは後に「市」とされる）には、出身地が複数の市町村にまたがる場合もあり、瀬嵩市那覇村、同真和志村などといった。その一つ一つについて「メイヤー（Mayor／村長）」が設けられた。

キャンプの中での生活 キャンプでの生活は次のごとくであった。そこでの住生活は、一部地域で残存民家の利用できたところもあるにはあるが、大方はアメリカ軍から提供されたテントを張って暮らした。それは、雨露（うろ）をしのぐのに精一杯、否、それさえも不十分な、文字どおりの仮住まいであった。食料は、衣料とともに、アメリカ軍から配給された。それは日本軍から奪ったものや、アメリカ軍が占領地対策として運んできた「補給物資」であった。それには、カリフォルニア米（加州米）、パン、Cレーション、鶏卵の缶詰、肉の缶詰、いわしの缶詰、ソーセージ、コンビーフ、トマトジュース、塩、砂糖などがあった。記録の中にはその豊富さを強調するものもあるが、それは戦時下の窮乏生活との対比でとらえられたものでしかなく、一般的にはきわめて低水準であった。なお、キャンプ間の差、時期による豊貧の差はあった模様である。衣類についても食料と同様の状況である。衣服には、正規軍人と区別するため、シビリアン（Civilian、民間人）の意味で「CIV」と横書きするように指示されていた。医療については特別に緊急性があった。多くの負傷者がおり、栄養失調者がおり、かつマラリアをはじめとする疾病者がいた。毎日のように死者が出たともいわれる。したがって、アメリカ軍は、生き残った医療従事者を集め、薬品などを投入して医療にあたらせたのである。

このような形で、戦後沖縄の住民生

活はスタートした。

「無償配給時代」ではない このように、住民の衣食住と医療は、原則としてすべてアメリカ軍の補給によって賄われた。

このようなアメリカ軍からの物資供給をみて、この時代を「無償配給時代」と特徴づける記述が少なからず見受けられる。しかし、このような評価は正しくない。アメリカ軍の補給物資は、純然たる捕虜は別として、まったくの無償だったのではない。それは、アメリカ軍の要求する労働に対する対価であり、物資の形をとった賃金にほかならない。なぜなら、この労働をサボタージュ(怠業)すれば食糧配給は打ち切られたからである。

またアメリカ軍も後に、この間の労働と賃金について、すでに「沖縄民に給与されたる食糧、衣類、医療等」がこれらの「労務に対する現物支払と見做さるべきものなり」と述べている(「沖縄に関する軍政府経済政策の件」一九四六年四月二四日付け)。貨幣ではなく、現物(品物)で支払われた賃金である。

どのような労働・作業だったか。アメリカ軍は、アメリカからの輸送物資の荷揚げ作業や、仮小屋を建てる作業や、死人を埋める作業などをさせていた。

貨幣経済が中断した 「沖縄戦がすんで、一か年、琉球の貨幣経済は完全に止まってしまった。…もちろん金融機関もなければお金を使って品物を売買することもなかった」(『地方自治七周年記念誌』)。このことは、法的にも措置されていた。ニミッツ布告第四号「紙幣、両替、外国貿易及金銭取引」、第五号「金融機関の閉鎖及支払停止令」である。「なお、この無通貨経済は琉球列島すべてがそうだったわけではなく、経済基盤が破壊された沖縄本島およびその周辺の島々に限られたことであった。戦災の比較的少なかった奄美大島、宮古、八重山、久米島においては貨幣経済がそのまま持続された」(琉球銀行調査部編『琉球銀行三十五年史』一九八五年)。

ニミッツ布告 「ニミッツ布告」とは、アメリカ軍が沖縄を攻めてきたとき、最初に布告したもので、一号から一〇号までである。C・W・ニミッツは、アメリカ太平洋艦隊司令長官及び太平洋地域総司令官で、D・マッカーサー元帥(アメリカ太平洋陸軍総司令官)と並ぶ実力者で、互いに太平洋地域での戦争遂行の指導権をめぐって対立していたといわれる。初めは慶良間諸島上陸の時に公布されたが、年月日は空欄になっていた。沖縄本島に上陸したのは四月一日で、のちこの日を公布の日とされた。

アメリカ軍は、ニミッツ布告第一号によって、「日本帝国政府」の施政権を否定し、「米国海軍軍政府」をおくことを宣言し、第四号で法定通貨を自らの発行する「円紙幣」(B円)とし(ただしすぐには使用されなかった)、これまでの流通紙幣はこれと等価交換すること、外国との為替取引と貿易は禁止することを宣言し、第五号ですべての金融機関の業務を停止させた。また、第七号では「日本帝国政府」とその法人・個人の財産をアメリカ軍が管理することを宣言している。

キャンプの中での抵抗 「[一九四五年]一〇月中旬、田井等市[旧羽地村内。北部キャンプの中心地]では 食糧事情が悪くなっていた。配給が非常に少なくて 住民はチパパ(つばぶき)の茎をとって食っていた。仲尾次[旧羽地村内]では 溝に落ちている芋の皮まで子供が拾って食べていたという話もあった」。「田井等市では食糧対策協議会として 食糧係のショウランド中尉に来てもらい、区長、班長、市会議員等六〇余名が参集して、親川区事務所の前庭で会議を開いた」。「今まで食糧係のショウランド中尉に対し 他地区より特に田井等の食糧配給が悪いから 何とかしてくれという陳情が繰返し行われていたが、ショウランドが突然立ちあがって、手にピストルを肩より高く持ちあげたり テーブルの上に叩きつけたりしながら、〈お前たちは さっきからいろいろ言っているが、一体 戦争はどこがまけたか知っているか、お前たちは生きているのだから、それでよいではないか。ぐずぐず言う必要があるか〉/怒った声も荒々しく、ピストルでどんとテーブルを叩いた。六十余名の面々がドギモをぬかれた形で 寂として声を出す者がいない。このときショウランドの後側でむっくと立ちあがったのは 久場[景喜 田井等警察]署長である。〈私は今の中尉の言葉を聞くことを甚だ遺憾に思う。私共は戦争に負けたことは身を以て知りつくしていればこそ 米軍に協力して、あらゆる危険や困難をおかしても 山の中から住民や兵隊をおろして来たり、軍労務にも出勤したりしているのである。此の田井等地区の食糧事情が他地区よりはるかに悪く、これでは住民は生命をつないで行くことさえ難しいので、止むを得ず、言を尽してお願いし 陳

情しているのだ。…誠意を披瀝してお願いしても 考えてやろうとの情ある一言もなく、生きているからよいではないかと脅すとは、まことに残念な話である。そんなことなら私は、今日の会合はもはや陳情などする必要はないと思うから、これは直ちに皆で協議して この田井等市から 山ごえで他の地区に逃げ出すことにしたい。折角生きのこっていながら 食糧攻めにあうよりは、もっと食糧配給の多い他地区に皆で逃げて行く方がよっぽどよいではないか〉／久場署長は大きな声をはりあげて会場に訴えた。皆の恐怖・臆病心理は、署長の一語一語にしたがって消え去り、やがて勇気づけられてきた。ショウランド中尉は 側についていた通訳の二世達によって 久場署長の言っている内容が説明されると、次第に態度がやわらいできて、いつの間にかピストルを腰のサヤにおさめてしまった」（前掲仲宗根源和。仲宗根はその場にいなかったが、あとで関係者の話を整理した）。

住民の抵抗は、キャンプの中ですでに始まっていたのである。

海軍軍政府の設置　政治機構として置かれた米国海軍軍政府（軍政本部と表記されている場合もある）の長は軍政長官で、太平洋地域軍総司令官（当時はニミッツ）が兼務するが、実質はその下の軍政府副長官が権限を行使することになる。

「沖縄諮詢会」の設置　一九四五（昭和二〇）年八月一五日に、全島三九か所のキャンプから一二八人の、アメリカ軍によって住民代表とされた人々が石川に招集された。これを「仮沖縄人諮詢会」という（「諮詢」は「諮問」のこと）。この日の参集者には「仮沖縄人諮詢会設立ト軍政府方針ニ関スル声明」（米国海軍軍政府副長官ムーレー大佐）が配られた。それによって「沖縄人諮詢委員を選定する」から「人を推薦してほしい」と要請され、これに基づいて、その日と二〇日の二回にわたって協議した結果、諮詢委員一五人が選出され、ここに「沖縄諮詢（委員）会」が発足することになった。二九日に開催されたその第一回の会合で、委員長には志喜屋孝信、幹事に松岡政保が互選された。

仲宗根源和は、こう記している。

「〈おゝ君元気でしたか〉〈やあ御無事で〉　戦争を経て生き残った知名の士等 百数十名が互に元気で無事な顔を見合わせての挨拶が、あちらでもこちらでも にこにこと、或は感慨深く交わされる。よくもまあ皆が無事だったと口には出さないが 誰の心の中にも浮ぶ共通の感想であったろう」。そして、平良辰雄と当間重剛が「いない」ことについて話が出て「〈翼賛会関係の責任を問われたのだろう〉　誰の予測も一致する。当間は翼賛会事務局長であり、平良は翼賛壮年団長であった」（前掲書）。

この日は、「偶然」日本政府がポツダム宣言の受諾を公表した日となっており、ムーレー大佐の挨拶の中でもそのことに触れている。

住民の状況　沖縄諮詢会の中心的な任務の一つは、住民の状況を把握してアメリカ軍政府に陳情することであった。以下、沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料 戦後1 沖縄諮詢会記録』（一九八六年）による。その初めての「地区視察」が一九四五年九月二日と四日に行われ、七日に「視察報告」が軍政府に提出された。それには「米国が如何に物資が豊富であり、又 米軍の仕事が如何に広大且つ迅速であるか」に「驚いた」こと、「各地区に於て三〇万の住民が、衣食を得て、生活を立て、又 特に養老院、孤児院及び病院等も設置され、救済事業に御尽力し居らるるのを見て…感謝感激に堪へない」ことを述べたうえで、「殊に中頭・島尻に於ては、広大な農耕地が陣地［軍事基地］と化し、残余の面積を以て 果して三〇万の住民が将来独立の生計を成し得るや否や、住民と共に懸念した」こと、「住民は早く各家庭に帰へり、一家団欒の裡に暮らしたい」こと、「荒廃せる土地もあるから、早く耕作して自活の方途を講じたい」などの要望も提起している。また「農耕地なき為め、野菜類の不足を来して居る」「各地区共、野菜類の必要を痛感しているから、其産出方を講ぜられたし」「幕舎［テント小屋］を早急、茅葺小屋に改善され度し」なども陳情している。こうして、しだいに論議と要求の中心は元の居住地への移動に移って行った。

なお、沖縄諮詢会では、県政機構についても審議している。

●復帰50周年企画

～本土からの便り～

「かわいい女性の顔」

竹下登志成（千葉県千葉市在住）

福島盆地は東北でありながら、「その日列島で一番暑い日」というのが年に2日くらいあるから不思議な街だ。そこに住んだ71年、大学3年のとき柔道部が沖縄で夏合宿をするためみんなでパスポートを取ったというので見せてもらった。まだ沖縄が日本ではないことを実感したものだ。

翌年の春だったか、市内の電柱に「沖縄を暖かく迎えよう」といった内容だったと思うが、自民党名のポスターが貼りめぐらされたことがあった。ピンクと青の勝ったポスターは、かわいい女性がほほえんでいたのだが、私はそれにとても違和感を覚えて新聞に投書し、それが掲載されたのでよく覚えている。当時はベトナム戦争の末期で、沖縄の米軍基地から飛び立ったB52爆撃機がベトナムに爆弾を落としていた。自民党はそれを容認し、沖縄の本土復帰を遅らせていた張本人だったからだ。全国で高揚していた学生運動の大きなテーマの一つが「沖縄の本土並み復帰」だった。

共同通信社が5月4日発表した世論調査では、沖縄の米軍基地の一部を「県外で引き取るべき」とする声は国民の6割近いのに、「自分の住む地域への移設は反対」とする回答が7割近くにのぼったという。福島も、首都圏に電気を送る原発を引受けて取返しのつかない被害を被ったから、立ち位置が似ているかも知れない。「首都圏で原発を引き受けるべき」と言う首都圏の人たちがどれほどいるだろう。

問題は本土と沖縄の対立をあおることではなく、果たしてその施設は人が生きるに当たって必要なものかという議論と、本土と沖縄の人がどこで連帯できるかその糸口を探ることにあるのだと思う。少なくとも、アメを小出しにして世論をなびかせようとする甘い誘いにはまってはならない。それでは72年の時から進歩がないではないか。繰り返す。アメはいつも「かわいい女性の顔」をしてやってくる。

●復帰50周年企画

～本土からの便り～

「復帰50年」によせて

本田浩邦（東京都国分寺市在住）

私は東京在住の大学教員です。奄美徳之島伊仙町出身の両親のもとで1961年に大阪で生まれ、19歳まで大阪で過ごしました。両親や親戚の会話はほぼ島ぐちでしたので、話す内容は分かり、小学校の頃、夏休みに徳之島で過ごしたときには、私も島の従兄弟たちにまじって島ぐちで遊んでいました。いまも島の食べ物も好きですし、とくに徳之島民謡は大好きでよく聴きます。父の弾いていた三線が今も自宅にあり、たまに私の子どもたちがそれを弾いています。父は数年前に他界しましたが、母は健在で、大阪でひとり暮らししています。最近、伊波普猷の本で南国のハジチのことを知り、その内容を母に伝えたところ、父の母（私の祖母）の手に入れ墨があったことを教えてくれました。

両親は苦労をして私たち兄弟を育ててくれました。いろんな差別もあったはずですが、口にはしませんでした。父はトラックの免許を持っていたので運送会社に勤めることができ、私たち兄弟はそのお陰で大学まで進むことができました。当初、トラックのドアの下には「自家用」と書いてありました。それが購入・維持費すべて自弁の持ち込みの非正規を意

味するということは大分あとになって分かったことです。しかし、そんな父もいつしか正社員になり、「自家用」の文字も消えました。「正規転換」という、いまとは真逆の、高度成長期ならではの幸運でした。

同じように島から出てきた親戚たちと支え合い、貧しさや偏見とたたかいながら生活を築き上げていく親たちの姿を目の当たりにした私の経験は、地方から都会に出てきた無数の人々の第二世代のそれと重なります。けれども方言の壁や学歴差別で苦しむ親世代や従兄弟たちの苦しみを私は十分理解していなかったことを今では後悔しています。

私は、琉球弧というくくりでは、自分を沖縄人と同類であり、沖縄・奄美の文化や歴史にアイデンティティを感じています。沖縄・奄美への差別は私のルーツと私自身に対する差別でもあります。しかしそれにしても、沖縄が背負っている現実生活の重圧は、奄美と比べて格段に重い。基地、米軍の犯罪、航空機事故など、沖縄の本土復帰はいまなお名ばかりです。「沖縄には沖縄の民主主義があり、国には国の民主主義がある」といった閣僚がいましたが、その言葉は私の胸にも棘のように刺さったままです。これからも沖縄について考え、行動したいと思っています。

●復帰50周年企画

～本土からの便り～

「沖縄復帰50年」に思うこと

早乙女実　（大阪府和泉市在住）

「♪沖縄を返せ・・♪」・「70年安保闘争」

私と沖縄とのかかわりは、1970年、岡山大学の2回生の時、自治会活動をしている時でした。当時の大学は「学園民主化闘争」の時期で、「全共闘」が学内で暴れまわり、私の在学している法文学部の「法経学科学生会（自治会）」と、工学部自治会だけが自治会を「再建・維持」していた状況でした。

そんな中、「70年安保」と「沖縄返還運動」の一環で、映画「沖縄」の上映会を「法経学生会（自治会）」主催で行いました。沖縄についてほとんど何も知らない私でしたが、「沖縄の戦後の歴史」に驚き、「核も基地もない沖縄の返還」こそが、沖縄の人々の望みであること、「全共闘」の言う、「沖縄返還協定粉砕」「沖縄返還闘争を内乱へ」等のスローガンの「ウソ」を、理解させてくれました。

「♪金網の向こうに、小さな春を、つくってるタンポポ・・・♪」

その後、民間企業をへて、和泉市役所労組の専従書記となり、「大阪安保廃棄実行委員会」主催の「沖縄基地調査ツアー」に参加し、返還後も「米軍基地」に苦しむ沖縄の現状を、さらに学ぶことができました。

タンポポの歌の通りに、沖縄じゅうに基地があり、その基地に張り巡らされた「金網・フェンス」がどこまでも続いている・・・。金網の外にいる私たちが、いったいどちらにいるのか、分からないような現実。「安保の見える丘」から見た嘉手納基地の大きさに驚き。町の中心部を占拠する普天間基地に怒りを覚えました。また、南部戦跡の「ガマ」の中で、「懐中電灯を消して下さい。この暗闇で当時を思って下さい」との、現地ガイドの方の言葉と、散乱していまだに残っていた「遺骨」を見た体験は、今でも忘れられません。

「♪沖縄を返せ、沖縄に返せ・・・♪」

その後の沖縄の歴史は、幾度となく、本土の私たちに「沖縄問題の解決」を突き付けています。平和憲法の下へ復帰した「沖縄」が、変わらず米軍の支配下にあること、そんな中まさに「本土の沖縄化」が進み、「敵基地攻撃能力の保有」「核共有」、「憲法9条改憲」という、新しい策動が強まっています。

いま、復帰50周年を迎え、あらためて連帯の闘いをすることの必要を感じています。